

	性別違和の診断	身体的治療への移行の 妥当性判断 (判定会議)	二次性徴抑制療法	ホルモン療法 (性ホルモン投与)	乳房切除術	性別適合手術
12歳未満	○ ※1	○	慎重判断	△ ※4	×	×
12歳以上15歳未満	○ ※1	○	○ ※2	△ ※4	×	×
15歳以上18歳未満	○ ※1	○	○ ※2	△ ※3	×	×
18歳以上	○	○	○	○	○	○
備考	・当院では、診断に関する意見書および身体的治療への移行に関する意見書の2種類の意見書を作成している。	・妥当性判断は、身体的治療を受ける医療機関が所属ないし連携する診療チーム/判定会議で受けることが必要。 ・15歳以上18歳未満については、性ホルモン投与についてのみ。 ・当院で乳房切除術に関して判定するのは、当院形成外科または山梨大学医学部附属病院形成外科、行徳総合病院で行われる場合のみ。		・複数の条件があり、詳細は診察での相談が必要。	・当院での乳房切除術は自費診療。 ・山梨大学医学部附属病院形成外科、行徳総合病院と連携あり。	

○/△/×

：ガイドラインに沿った診療内容

：当院担当可能範囲

注1：18歳未満で身体的治療への移行に関する意見書を作成するには、別途、GID学会認定医のいる医療機関への受診も必要。

注2：二次性徴の進行程度によって、適応になる場合とならない場合がある。2年を目途に性ホルモン治療への移行を検討する。

親権者など法定代理人の同意が必要（親権者が2名であれば、2名の同意）。日本精神神経学会性同一性障害に関する委員会への報告書提出が必要。

注3：医療チームによる1年以上の経過観察、および日本精神神経学会性同一性障害に関する委員会への報告書の提出が必要。

注4：二次性徴抑制療法を2年程度実施している間に、望む性別の性ホルモンによる治療への移行について検討し、その必要性と妥当性が認められた場合。